

1) 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

【保険医医療機関】

- ・ 健康保険法指定医療機関
- ・ 救急告示指定医療機関
- ・ 労災保険指定医療機関
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づく第一種及び第二種協定指定医療機関
- ・ 結核予防法36条に基づく指定医療機関
- ・ 特定検診、保険指導実施機関
- ・ 国民健康保険療養取扱機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 原爆被爆者指定医療機関

【基本診療料】

医科：地域包括ケア病棟入院料2  
診療録管理体制加算2  
感染対策向上加算3  
データ提出加算  
電子的診療情報連携体制整備加算3（外来）  
電子的診療情報連携体制整備加算2（入院）  
連携強化加算  
サーベイランス強化加算  
認知症ケア加算3  
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準  
入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）

歯科：初診料 注1

【特掲診療料】

医科：二次性骨折予防継続管理料2  
救急外来医学管理料3  
救急患者連携搬送料2  
持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算  
CT撮影及びMRI撮影  
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）  
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術  
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）  
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5  
二次性骨折予防継続管理料3  
がん治療連携指導料  
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する  
遠隔画像診断  
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）  
入院ベースアップ評価料（Ⅶ1）  
歯科：CAD/CAN冠及びCAD/CAMインレー  
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）  
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5  
歯科技工所ベースアップ支援料

2) 【入院時食事療養について】

入院食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理させた食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額（Ⅰ食につき）

| 一般（70歳未満）    | 70歳以上の高齢者 | 標準負担額（Ⅰ食あたり）             |
|--------------|-----------|--------------------------|
| 一般（下記以外）     | 一般（下記以外）  | 550円                     |
|              |           | 指定難病患者、小児慢性特定疾患患者児童 330円 |
| 低所得者（住民税非課税） | 低所得者Ⅱ（※1） | 270円                     |
| 該当なし         | 低所得者Ⅰ（※2） | 130円                     |

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは老齢福祉年金受給者